

平成30年度いの町多機能型福祉サービスモデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県多機能型福祉サービスモデル事業費補助金交付要綱及びいの町補助金交付規則（平成16年いの町規則第45号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、いの町多機能型福祉サービスモデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 いの町は、高齢者をはじめ、子どもや障害者などが地域地域で安心して暮らし続けるための複合的な福祉サービスを提供する施設整備の取組みを支援するため、社会福祉法人、協同組合、特定非営利活動法人若しくはその他町長が適当と認めた団体（以下「補助対象事業者」という。）が別表第1に定める事業（以下「補助対象事業」という。）を行う場合又、補助対象事業によって整備された施設を将来にわたって支障なく管理運営する意思と能力があると町長が認めた場合に、補助対象事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助先、補助率と補助金算定方法、補助限度額及び施設の整備主体と管理運営主体等については、別表第1の該当する欄に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助対象事業者は関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象事業者は、補助事業を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して町長の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による事業

の中止（廃止）申請書を提出し、町長の承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 前号の規定により、町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、町が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に定めるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
- (12) 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに町長に報告するとともに、当該金額を町長に返還しなければならないこと。
- (13) 県税及び町税の滞納がないこと。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて町長が指示した事項

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 町長は、第4条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助対象事業者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助対象事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに町長に報告するとともに、当該金額を町長に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(利用状況等報告書)

第11条 補助対象事業者は、補助事業により整備した施設の利用状況について、別記第6号様式により、次の各号に掲げる日までに町長に提出しなければならない。

(1) 施設開設3ヶ月後から起算して30日を経過した日

(2) 施設開設6ヶ月後から起算して30日を経過した日

(3) 施設開設12ヶ月後から起算して30日を経過した日

2 前項に定めるほか、町長が必要と認めるときは、補助対象事業者に対し、利用状況の報告を求めることができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。

(2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。

(3) 補助事業の契約の相手方が別表第3に定めるいずれかに該当すると認めたと

き。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
(繰越承認の申請)

第13条 補助対象事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、第1項の規定により町長の承認を受けた場合は、別記第8号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに町長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助金の交付申請を行なう補助対象事業者に関して、いの町情報公開条例（平成16年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成31年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第5条第1項第4号から第7号まで及び第12号、第7条、第8条第3項、第11条、第12条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 補助対象事業	地域の実情を考慮し、福祉サービス確保のために必要と認めた場合に、以下の条件を満たす複合的な福祉サービスを提供する施設整備を行う事業を対象とする。 （1）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）における生活介護等、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における放課後等デイサービス、小規模保育事業等のサービスを複合的に実施する。 （2）介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法その他の関連法令に適合しているとともに、利用者の生命、身体及び財産の保護に十分な配慮がなされた内容であること。 なお、施設整備の方法は新築、改修の別を問わないものとする。
2 補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な工事費及び工事請負費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる購入費等を含む。） ただし、以下の経費は補助対象としない。 （1）用地取得又は補償に要する経費 （2）用地の整地に要する経費 （3）建物の設計及び工事の施工監理に要する経費 （4）既存の施設、設備等の撤去に要する経費及び撤去に伴う廃棄物の運搬及び処分に要する経費
3 補助先	社会福祉法人、協同組合、特定非営利活動法人その他町長が適当と認めた団体
4 整備主体	社会福祉法人、協同組合、特定非営利活動法人その他町長が適当と認めた団体であつて、補助対象事業によって整備された施設を将来にわたって支障なく管理運営する意思と能力があると町長が認めた者
5 管理運営主体	整備主体
6 補助率と補助金算定方法	補助対象経費の10分の10以内 補助限度額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）を補助する。 ただし、事業費に国庫補助事業等による特定財源（地方債を除く。）が充当される場合は、当該特定財源を除いた額。
7 補助限度額	1施設当たり 新築 22,000,000円以内 改修 11,000,000円以内
8 その他	別表第2に定める区域において、複合的な福祉サービスを提供する施設整備を行う場合は、第4条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。

別表第2（第3条関係）

事前協議を要する区域

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域

別表第3（第5条、第12条関係）

- 1 暴力団（いの町暴力団排除条例（平成23年条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。